



「年金生活者支援給付金」をかたる
詐欺にご注意ください。

- 日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

お問い合わせ

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者
支援給付金
専用ダイヤル

0570-05-4092

- ※お問い合わせの際は、年金生活者支援給付金請求書(ハガキ)をご用意ください。
- ※間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) **03-5539-2216**

〈受付時間〉

月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



年金生活者 支援給付金制度のご案内

老齢年金
生活者支援給付金

障害年金
生活者支援給付金

遺族年金
生活者支援給付金

年金生活者を支援するための

年金生活者支援

給付金は、

3つの種類があります。

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、
公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の
年金受給者の生活を支援するために、
年金に上乗せして支給されるものです。

●年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

●日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入してご返信ください。

※2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。

1 老齢基礎年金を
受給している対象者には

老齢年金

生活者支援給付金



2 障害基礎年金を
受給している対象者には

障害年金

生活者支援給付金



3 遺族基礎年金を
受給している対象者には

遺族年金

生活者支援給付金



1

「老齢年金生活者支援給付金」

老齢基礎年金を受給している方

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。

- 65歳以上で老齢基礎年金^{※1}を受けている。
- 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の公的年金等の収入金額^{※2}とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が879,300円以下である。

※1 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

給付額

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の1と2の合計額となります。^{※1}

$$1 \text{ 保険料納付済期間に} = 5,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間}^{\text{※2}}}{480 \text{月}}$$

基づく額(月額)

$$2 \text{ 保険料免除期間に} = 10,834^{\text{※3}} \text{円} \times \frac{\text{保険料免除期間}^{\text{※2}}}{480 \text{月}}$$

基づく額(月額)



※1 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が779,300円を超え879,300円以下の方には、1に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 給付金額の算出のもととなる保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等でご確認できます。

※3 保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間については10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間については5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。

2

「障害年金生活者支援給付金」

障害基礎年金を受給している方

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。

- 障害基礎年金^{※1}を受けている。
- 前年の所得^{※2}が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※3}」以下である。

※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。※2 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

障害等級2級の方 …

(月額) **5,000円**

障害等級1級の方 …

(月額) **6,250円**

3

「遺族年金生活者支援給付金」

遺族基礎年金を受給している方

以下の支給要件を満たしている方が対象者です。

- 遺族基礎年金を受けている。
- 前年の所得^{※1}が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円^{※2}」以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

(月額) **5,000円**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

請求はカンタン



日本年金機構から届く封書の中に入っているハガキに記入して送るだけ。

請求手続き

- 1 同封の請求書を切り取り線に沿って切り離して、氏名などを記入。



- 2 目隠しシールと切手を貼って郵便ポストに投函。



- 3 支給決定通知書が到着。
お支払い月の上旬に、振込通知書が到着。

- 4 受給している年金に給付金が上乗せされて支給。
※早い方で2019年12月中旬のお支払いになります。

●2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。

●給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

例えば、10月分と11月分を、12月中旬(年金の支払日と同日)に振り込みます。

●2020年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

請求手続きの際の注意点

□追加書類の提出の必要はありません。

●市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。

※所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。

※所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。

- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

□給付額は、物価の変動により改定されます。

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

□給付金のお知らせが届いている場合でも、給付を受けられない場合があります。

●次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

- ①日本国内に住所がないとき
- ②年金が全額支給停止のとき
- ③刑事施設等に拘禁されているとき

●①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、年金生活者支援給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

□ご記入が困難な場合、代理人にお願いすることができます。

●請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、ご本人の押印が必要となります。